

さいたま市自治基本条例検討委員会

第39回 会議の記録

日時	平成 23 年 10 月 25 日(火) 18:45~21:40
場所	さいたま市役所第2別館第1会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕計 12 名 内田 智／遠藤 佳菜恵／小野田 晃夫／高橋 直郁／富沢 賢治／中田 了介／ 中津原 努／福島 康仁／細川 晴衣／堀越 栄子／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:伊藤 巖／栗原 保／染谷 義一／三宅 雄彦／吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕計 6 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振興 計画係主任 高橋格 〔ダイナックス都市環境研究所〕計 1 名 谷口涼 〔傍聴者〕 計 3 名
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)自治基本条例について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	・次第 ・参考資料1 市民から寄せられた意見 ・参考資料2 意見交換会に基づく最終報告への課題と反映状況
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(配布資料確認)

(参考資料1「市民から寄せられた意見」について説明)

- ・ 伊藤委員が10月13日に辞任届を提出した。市長に報告し、対応を協議中である。

○福島委員長

- ・ 自治基本条例についての議論を行う。前回と同様、事務局も職員として積極的に議論に参加してほしい。このことは検討中の自治基本条例にも書かれている。
- ・ 市民から出された意見への対応について、意見交換準備チームで資料をまとめてもらっているので、この資料をもとに対応を考えたい。

○中津原副委員長

- ・ この資料は検討の流れの中で活用してほしい。
(参考資料2「意見交換会に基づく最終報告への課題と反映状況」についての説明)

○福島委員長

- ・ この資料はどのように活用するか。一つひとつを検証する時間はないので、議論を進める中で活用したい。逐次参考にしたい。
- ・ 最終報告でQ&Aを作成する方針だがどのように作成するか。担当を議論を進めていく過程で決めたい。心の準備をしておいてほしい。
- ・ 市民から出された意見はこれまでも検討してきたこともあるが、十分でなく、抜け落ちているものもある。その意味ではこの資料はとても有益である。議論を進める過程で活用したい。最終報告たたき台作成チームでもこれまで市民意見を参考にして検討してきた。

○中田委員

- ・ 多少違う部分もあるように感じる。

○福島委員長

- ・ 違うように感じる部分があるということは、今後検討の必要がある論点が出てくるかもしれない。
- ・ 前回と同様、第36回検討委員会の資料1「最終報告(たたき台)修正案」と第37回検討委員会の資料2「最終報告(たたき台)に関する主な検討課題」を使って、検討課題として残っているものを検討する。前回は「市」の定義と「市は」の主語について検討が終わったので、第1条の目的規定の検討を行いたい。これまでの委員会でどのような議論があったのかを事務局に説明してもらいたい。

2 議題

(1)自治基本条例について

○事務局

- ・ 第1条(目的)について以前の全体会で議論した際には、「～市民自治の確立を図り、もって豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくることを目的とします」としていたが、「豊かで暮らしやすい」だけではわかりづらく、「市民が幸せを実感し」があった方がよいという意見があった。
- ・ 「地域及び社会」がわかりづらいという意見もあり、「豊かで暮らしやすいさいたま市」とするのはどうかという意見があった。「市」の定義との整合を考え、最終報告たたき台作成チームではまちづくりで使われる「まち」としている。
- ・ 結果として、「…市民自治の確立を図り、もって市民が幸せを実感し、豊かで暮らしやすいまちをつくることを目的とします」と修正案を提出した。
- ・ 【考え方・解説】も含め、他の条項でも「豊かで暮らしやすい～」が使われているので、目的規定をどのように修正するかで全体的に影響が生じる。

○福島委員長

- ・ 修正点は「地域及び社会」を「まち」としているのと、「幸せを実感し」が追加されていることである。他自治体の総合計画等を見ると「市民が幸せを実感し」という表現が使われている例もあり、わかりやすい表現であると考えられる。さいたま市でも市長が年頭の挨拶で使っている。

○堀越委員

- ・ 【考え方・解説】で「経済的な豊かさだけでなく精神的な～」と書いているが、心の健康が損なわれ、社会から孤立している人は多いという事実がある。生活の環境を豊かにするだけでなく、生活する主体に焦点を当てた言葉を使った方がよい。疎外感、社会的排除が増えているので、人とのつながりの中で得られる幸福感については書いた方がよい。表現も修正案はシンプルでよい。

○福島委員長

- ・ 意見がなければこのとおりとしたい。「まち」についてはどうか。

○富沢委員

- ・ 「地域及び社会」という表現の方がよい箇所があればそちらを使えばよいが、目的規定では一般的な「まち」の方がよい。修正案に賛成である。

○福島委員長

- ・ 第2条以降も使われている。箇所によっては「地域及び社会」の方がしっくりする箇所もあるか。

○堀越委員

- ・ 定義で「まちづくり」を「豊かで暮らしやすいまちをつくるための活動」としているが、「まち」の定義はあるのか。昔の都市のハードに対し、ソフトを含めて言う際の「まち」なのか。エリアだけでなく関係性も含めたものが「まち」なのか。

○福島委員長

- ・ 「まち」を平仮名で書くとソフトの面を含むことになる。平仮名で書くことにより、専門家だけでなく市民も一緒に行くことを意図している。その意味では「まち」の方が親しみやすいと個人的には感じる。

○堀越委員

- ・ そのように受け取られるか。

○中津原副委員長

- ・ 「都市」としても論理的には間違いではない。雰囲気の問題である。

○堀越委員

- ・ 「まちづくり」に込められた想いは福島委員長が今述べたとおりである。

○中津原副委員長

- ・ 「都市」でもハードもソフトも含まれるので論理的には同じであるが、「まち」とした方がその雰囲気が多く出る。

○堀越委員

- ・ 「まち」の説明は必要か。

○湯浅委員

- ・ 基本的には「まち」でよいと思うが、もともと積極的に使い始められた頃には「まちづくり」という連結した言葉だった。そこから「まち」が一人歩きをし始めた。「まち」がソフトウェアとしての使い方であることは理解できるが、あるエリアを示し、自分が愛着を持っている地域を示す言葉として「まち」は理解されるか。

○中津原副委員長

- ・ 持つと考えられる。

○中田委員

- ・ 「まち」とすると、小さい町を指しているような感覚がある。政令指定都市にはそぐわないように思う。

○中津原副委員長

- ・ 「街」と書くと大きさがあるが、「まち」とすると大きさに問題はない。

○中田委員

- ・ 【考え方・解説】がなければ「まち」の捉え方は難しい。「街」とは使い方が異なる。

○内田委員

- ・ 「まち」は市民にわかりやすく馴染みやすい言葉であるので賛成である。

○中津原副委員長

- ・ わかりやすいが、改めて説明、定義する必要はあるか。

○福島委員長

- ・ 「まち」を使うことには異論はないようなので、「まち」を使いたい。ニュアンスが伝わりづらい点もあるので、【考え方・解説】に入れるか。

○中津原副委員長

- ・ 総合振興計画は「希望（ゆめ）のまちプラン」、都市計画マスタープランは「さいたま2005まちプラン」と、平仮名で「まち」としている。

○富沢委員

- ・ 「まちづくり」は一般化している。「まち」が広く使われていることを前提に使っているのだから「まち」でよい。【考え方・解説】が必要であれば別途説明すればよい。

○中田委員

- ・ 「まち」を使うことに異論はないが、以前、検討委員会で「街」を使った際に「まち」を使うべきという指摘を受けた。それが一般論というのであれば、自分の感覚は一般的ではないということか。

○中津原副委員長

- ・ 「街」はハードの要素が強くエリアが狭い意味で使う。

○福島委員長

- ・ 【考え方・解説】で工夫したい。条文は「まち」とする。
- ・ 続いて第2、6、10条で使われている「地域又は（及び）社会」について検討したい。これは市民活動及び協働の推進条例の「協働」の定義にあわせている。自治基本条例で同様に使用してもよいか。以前「まちづくりの課題」に修正してもよいのではないかという意見もあった。

○事務局

- ・ 「協働」の定義の部分でそのような意見が出た。

○福島委員長

- ・ それぞれ第1条とは異なるので一つずつ検討したい。
- ・ 第2条の「協働」の定義についてどのように考えるか。

○富沢委員

- ・ 「まちづくりの課題」とする場合、「地域又は社会における協働の目的の実現及び共通の課題」を削除するのか。

○事務局

- ・ そうではない。第2条では「まちづくりにおける共通の目的の実現及び共通の課題の解決」という趣旨である。

○富沢委員

- ・ 「まちづくりにおける共通の目的、共通の課題」とすると、さいたま市全体に共通の課題と読み取られる。さいたま市のそれぞれの地域と全体の両方にかかるようにするのであれば、「地域又は社会」を残しておいた方がよいのではないか。

○福島委員長

- ・ 原案のままということである。

○富沢委員

- ・ そうでなければ「地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決」を削除し、「市民及び市が、まちづくりの課題の解決に向けて」とするか。

○中津原副委員長

- ・ 課題だけでなく、目的の実現があった方がよいという議論があった。

○富沢委員

- ・ 「共通の」を削除し、「市民及び市が、まちづくりの目的の実現及び課題の解決～」とするか。原案で良いように感じる。

○中津原副委員長

- ・ 原案でよい。

○福島委員長

- ・ 第2条は原案の方がよいようだ。

○内田委員

- ・ 参考までに、「協働」は当たり前に使われているが、ニセコ町まちづくり基本条例では第2次改正で章のタイトルだけに使われていた「協働」の語句を削除した。「協働」に違和感があったのですっきりしたとのことである。北九州の自治基本条例検討委員会の最終報告書でも「協働」を使っていない。ニセコ町まちづくり基本条例における原則は全員が参加することと情報の共有である。
- ・ まちづくりに参加するためには情報の提供が不可欠である。ニセコ町まちづくり基本条例では、町の仕事への町民参加に関して、「町の仕事の提案や要望等」、「代替案の内容」、「他の自治体との比較情報」、「町民参加の状況」、「仕事の根拠となる計画、法令」、「その他必要な情報」の提供に努めるものとされている。情報提供はさいたま市の自治基本条例案でも使われているが、自治基本条例も進化しているように感じた。

○福島委員長

- ・ 「協働」の定義に関しては各市で様々な経緯があり様々な定義がある。さいたま市の「協働」の定義はさいたま市らしくてよい。「地域又は社会」を使っている事例は調べた限りではなかった。「地域社会」はあった。市民活動及び協働の推進条例との整合もあるので第2条はこのままでよいか。

○高橋委員

- ・ 第1条で「市民が幸せを実感し」を追加しているので、第2条第5号「まちづくり」の定義でも追記するべきではないか。第1条に準じて入れた方がよい。

○富沢委員

- ・ 入れた方がよい。

○福島委員長

- ・ 第2条第5号「まちづくり」の定義にも「市民が幸せを実感し」を追記する。

○事務局

- ・ ここだけではなく、【考え方・解説】を含めると、「豊かで暮らしやすいまち」は至る所で使われている。ここだけでなくすべてに追記するか。

○堀越委員

- ・ 目的と定義だけに追記するのでよい。まちづくりに含まれることになる。

○福島委員長

- ・ 総則に入れるということである。
- ・ 続いて第6条第2項第3号の「次世代の負担をはじめ、将来の地域及び社会に与える影響に配慮する」を「～将来のまちに与える影響に配慮する」に変更するか。

○富沢委員

- ・ 「地域及び社会」を残す方がよい。ここを「まち」にすると一般化しすぎる感がある。将来のそれぞれの地域とさいたま市全体のことを考えるということを残したいので原案の方がよい。

○中津原副委員長

- ・ 富沢委員の中では地域が部分、社会が全体ということになっている。エリアとソフトウェアか。

○富沢委員

- ・ 「地域及び社会」の共通理解をつくる必要がある。

○中津原副委員長

- ・ ハード・ソフト両面を含めたいわけだが、「まち」は両方を含むがわかりづらいと考えられるので「地域及び社会」の方がよいと考えていたが、「地域」「社会」がわかりづらいか。

○福島委員長

- ・ 第6条第2項第3号の【考え方・解説】では、「～環境問題や市の財政状況など将来の地域や社会に与える影響を考慮して行動する～」とある。特に環境問題は広域的な問題であるため、「地域や社会」が馴染むように思う。議論の中では環境や財政の問題を踏まえ議論した。

○中津原副委員長

- ・ 次世代への負担でわかりやすいのはその2点である。

○小野田委員

- ・ 影響を与える対象としては「地域・社会」とした方がわかりやすい。

○福島委員長

- ・ 【考え方・解説】では「地域や社会」となっている。協働の定義は「地域又は社会」とは異なる。

○中津原副委員長

- ・ And も Or も含む考え方である。

○堀越委員

- ・ 「地域」は一部のイメージで、「社会」は全体のイメージである。

○中田委員

- ・ 「地域又は社会」は何を指しているのか。さいたま市を指すのか、さいたま市の一部を指すのか。

○富沢委員

- ・ このことについては共通理解ができていない。「地域」を一部、「社会」を全体と個人的には捉えていた。中津原副委員長は地域をハード、社会をソフトと捉えている。検討委員会として「地域」と「社会」が何を指しているのかの共通理解を得た方がよい。どのような経緯でこのような形になったのか。

○中津原副委員長

- ・ 市民活動及び協働の推進条例で使われていた。

○事務局

- ・ 市民活動及び協働の推進条例の定義の中で「地域又は社会」が使われているので使い始めた。その他の箇所でも「～の課題」が使われており、すべて「協働」の定義にあわせて「地域又は（及び）社会の課題」とした経緯がある。ニュアンスに合わせて、「及び」と「又は」を使い分けている。市民活動及び協働の推進条例の「地域及び社会」が何を意図しているのかは明確ではないようだ。

○福島委員長

- ・ 「及び」としたのはなぜか。

○事務局

- ・ 「及び」は法制度上「かつ」の意味に近い。「地域及び社会の課題」とすると地域の課題でもあり社会の課題でもあるものを指すことになる。その意味で、「又は」の方がよいと考える。

○富沢委員

- ・ その意味では「地域又は社会」の方がよい。

○中津原副委員長

- ・ 「地域又は社会」としても両方を指しても良い。【考え方・解説】の「地域や社会」は論理的な使い方としてはそぐわない。
- ・ エリアを限定していることもあれば、さいたま市全体を指す場合もあれば、環境を指す場合もあれば、ソフトウェアを指す場合もある。それらを含めて「地域及び社会」とするのはどうか。

○高橋委員

- ・ 「社会」は、さいたま市全体よりさいたま市を超えているものをイメージしていた。

○細川委員

- ・ 高橋委員と同じ感覚を持っていた。協働にある「社会」と第6条の「社会」は異なる。第6条ではさいたま市だけの問題ではない。同じ単語が文脈によって解釈が異なるのはよくない。意味が違うのであれば単語も替えた方がよい。

○福島委員長

- ・ 「地域又は社会」は使わない方がよいということか。

○細川委員

- ・ さいたま市を超えているものを意図しているものに「社会」ではない別の言葉を使うか、さいたま市に限定するものについて別の言葉を使った方がよい。

○中津原副委員長

- ・ 「協働」でもさいたま市を超える社会での協働もある。

○福島委員長

- ・ NPOの活動は行政区画に関わらない。市民活動及び協働の推進条例はそのようなことを含めて「地域又は社会」が使われたと推察できる。様々な含みを持たせることで問題が生じるか。

○中津原副委員長

- ・ 第6条も第2条も「地域又は社会」で良いように思う。

○福島委員長

- ・ 第6条について細川委員の指摘もあったので、考えたい。

○内田委員

- ・ さいたま市を超える解釈とするのか。ここだけを限定するのであれば、「将来の市民に与える影響に配慮」とするのはどうか。

○中津原副委員長

- ・ 限定させない方が良いという議論であった。

○福島委員長

- ・ 環境問題にしても財政問題にしてもさいたま市に限定できるものではない。
- ・ 第6条は「地域又は社会」に変更する。
- ・ 続いて、第10条第2項の「～市民の多様な意見並びに地域及び社会の課題の把握に努めなければなりません」について、意見をいただきたい。

○中津原副委員長

- ・ このままでよい。

○富沢委員

- ・ 議員の責務なので、市民の対話を積極的に行わなければならないだけでなく、地域及び社会の課題にも取り組まなければならないので、このままで違和感はない。

○福島委員長

- ・ では原案のままとする。

○事務局

- ・ 確認したいが、「社会」は世の中、社会一般というものを指す、と今の議論では感じたが、共通認識が得られたのか。

○福島委員長

- ・ その認識でよい。
- ・ 続いて「市民自治の確立」と目的等との関係（第1条～第3条、第6条関係）について検討したい。ここは三宅委員から指摘があった部分である。

○事務局

- ・ 原案では「市民自治」を手段として捉えて、その上で「市民が主体的にまちづくりを行うこと」を基本として、市も市民とともに市民のための市政を行うこと」としていたが、その定義

規定を第6条第1項の「市民自治」と置き換えると、文章が繰り返しとなるので整理が必要という意見があった。

- ・ その点を整理するために、①「市民が主体的にまちづくりに取り組む、議会及び市長その他の執行機関は、市民のための市政を行う」ことにより、②「市民自治（という状態）を確立する」、そうすることによって最終的に③「豊かで暮らしやすい地域及び社会をつくる」という3段階で整理した。修正案では、「市民自治」を状態として表すようにしている。
- ・ さらに第3条で、原案の「次に掲げること」に第2号を当てはめると、『市民及び市は、「議会及び市長その他の執行機関は～市民のための市政を行うこと」を自治の基本理念として、「市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市も市民とともに市民のための市政を行うという自治の姿」の確立を目指す』と、やはり繰り返しになってしまう。そこで、最終報告たたき台作成チームで3項立てにし、「市民自治」を使わずに整理しすっきりさせた。
- ・ 第2条第7号と第3条をどのようにするのが論点である。
- ・ わかりやすいのは第6条である。原案のまま当てはめると、『市民は、主体的にまちづくりに取り組むことにより、「市民が主体的にまちづくりを行うこと～」の確立に努めるものとします』となり、繰り返しになってしまう。そのため、「市民自治」を状態として定義し直した。

○中津原副委員長

- ・ 第6条は繰り返しになってしまう。第6条に修正案は出ているか。

○事務局

- ・ 第6条は市民自治の定義を変えることにより、なんとかクリアできるのではないかと考えたので、最終報告たたき台作成チームでは修正案を出していない。

○中津原副委員長

- ・ 第2条第7号は直っているのか。

○事務局

- ・ 第2条第7号は直しているが、さらにそこに第37回の資料2にあるように再修正意見が出されている。

○福島委員長

- ・ 重複をなくすために、「自治の姿」として状態を表すことについてはよいか。

○中津原副委員長

- ・ 「姿」がよいか「あり方」がよいか。「あり方」がよく使われるように感じる。どちらでもよい。

○富沢委員

- ・ 「姿」よりは「あり方」の方が一般的でよい。状態として捉えることがポイントなので、「あり方」の方がよい。

○渡邊委員

- ・ これまで「市民自治」を手段と考えていたが、「状態」に変更することは確定でよいか。そのことが確認できればよい。

○湯浅委員

- ・ 他との整合もあるが、「あり方」がわかれば「あるべき」という未来志向にもなれる。

○福島委員長

- ・ 「あり方」でよい。

○細川委員

- ・ 議論を戻すが、市民自治が手段ではないことに変更されたが、これまで議論してきた①→②→③のプロセスは変わっていないはずである。③のための手段として市民自治があることは別の話なのか。手段ではないことが理解しづらい。状態とはプロセスの一つの段階であるということか。

○富沢委員

- ・ 市民自治を手段ではなく状態として捉えるということは、方向性の論理は変わらないが、重複をさけるために、手段ではなく状態として表現したという理解もできる。方向の中では手段であるが、表現上では重複を避けるために状態としていると理解できる。

○福島委員長

- ・ 市民自治は③のための手段であるが、市民自治という状況をつくるのが、③の状態をつくるための手段である。目的・手段の関係にはある。そのために①があるとも整理できる。

○高橋委員

- ・ 重複をさけることを目的に議論が始まった。「自治」を定義するにあたり、「自治のあり方」という言葉でまとめることになったが、「自治」という言葉を使うことで前段との重複が出てくるのではないか。自治は「自ら治める」ことであるので、「市民自治」の要素は含まれる。「自治」ではない言葉で説明するべきではないか。

○堀越委員

- ・ こうではない自治のあり方とはどのようなあり方か。

○高橋委員

- ・ 住民自治と団体自治とあるが、いずれにせよ、「自ら治める」ニュアンスが出てくるのではないか。

○中津原副委員長

- ・ それは自治体の自治である。それほど厳密に市民が主体であるニュアンスはないのではないか。

○堀越委員

- ・ そのような自治のあり方が「市民自治」であるといえないか。

○富沢委員

- ・ 市民自治がどのような自治なのかを説明する必要がある。そのため自治という言葉が使われても良い。自治という言葉が理解の前提となっている。

○内田委員

- ・ 自治基本条例の中心は市民と議会と行政が対等であることである。再修正案の最後にある「市民と市がともに進める自治の姿」こそ、自治の確立である。

○福島委員長

- ・ さいたま市における市民自治は、「市民が主体的にまちづくりを行うこと」だけでなく、「市も市民とともに市民のための市政を行う」ということを含めている。

○事務局

- ・ 一般的な「自治」には住民自治と団体自治があるが、住民自治は「その地方の行政がその地方の住民の意思と責任に基づいて処理されること」ということである。今議論されている自治基本条例の市民自治の「市民」は住民だけではない。その点はどうか。

○中津原副委員長

- ・ 住民自治が狭い意味での住民に限定していることとは思っていなかった。自治体の中のことを住民自治、自治体の外のことを団体自治と理解していた。

○事務局

- ・ 国や県との関係では団体自治となる。内部の住民と市の関係が住民自治となる。

○中津原副委員長

- ・ 市民と住民をそれほど峻別しているわけではないように思うが、これまではそうであった。

○事務局

- ・ 「自治」という言葉を使うことについて高橋委員が意見をしていたが、そうであればなぜ「市民自治」を使うのが気になったので確認したかった。

○福島委員長

- ・ 再修正意見は中津原副委員長の提案が反映されている。「市民と市がともに～」ということがポイントである。

○中津原副委員長

- ・ 市民は市民で市民のための自治を行い、市は市で市民のための自治を行うということではなく、一緒に取り組むことを書いた。

○福島委員長

- ・ 委員会の認識としては中津原副委員長の意見のとおりなので、再修正意見のとおりでよいか。
- ・ 「姿」を「あり方」とする。
- ・ 続いて第3条についての検討に移る。
- ・ 第37回の資料2にある第2項の再修正意見では「職員」を表に出している。職員は議会及び市長その他の実行機関に実質含まれるという考え方もあるが、再修正意見ではあえて書き加えている。

○事務局

- ・ 中津原副委員長の意見は「市は、その役割及び責務を果たし～」とするか、「市長、職員等は、その役割及び責務を果たし～」とするかである。

○中津原副委員長

- ・ 「市は」とすると市民以外は入るが、「市長、職員等」とすると議会が含まれなくなる。「市は」にするか、原案とおり「議会及び市長その他の執行機関は」とするか。

○富沢委員

- ・ 「市は」とすると、定義の中で「～及び職員を置く～」とあるので、「市は」が良い。

○福島委員長

- ・ そうすることにより「職員」が入る趣旨がわかるか。「市は」と修正する。
- ・ 続いて第3条第3項と第31条で「国及び埼玉県」を「国及び他の地方公共団体」とするという提案が以前、高橋委員からあった。

○高橋委員

- ・ 「国及び埼玉県」と書くことにより、従来とおりの「国、県、市」という縦の意識が残っているという指摘を外部から受けるのではないか。河川等の問題に関してはむしろ近隣の自治体との関連が出てくる。「埼玉県」を特出ししない方がよいのではないか。

○中津原副委員長

- ・ なぜその他の市町村が含まれないのか。

○遠藤副委員長

- ・ 当初の議論では、どこを明確に書くかを話し合い、「埼玉県」となったように覚えている。

○堀越委員

- ・ 第31条第3項は「他の地方公共団体」となっている。第3条は自治の基本理念なので、現状を考えて「埼玉県」としているのか。
- ・ 第3条第1項と第2項は住民自治、第3項は団体自治に関わっているのでそのように書かれていると考えられる。

○福島委員長

- ・ 他の自治基本条例を調べたところ、両者があった。例えば「大阪府」と明記している事例もあれば「他の地方公共団体」としているものもあった。

○富沢委員

- ・ 他の地方公共団体と積極的に協力することについては第31条で書いているので、第3条では自立の対等関係を明記した。国、県、市という上下関係としないためにも「埼玉県」を入れた方がよいのではないか。

○堀越委員

- ・ 埼玉県とさいたま市の関係はどのような現状か。権限は両者にある。

○事務局

- ・ 県と政令指定都市の関係は上下関係というよりも両方で役割分担を行っているものと捉えられる。例えば学校教育では高等学校は広域性を有する事務なので埼玉県が所管するが、小中学校は市が所管する。広域性のある医療は埼玉県であるが、母子保健は市で所管する。事務の内容によって役割分担をしている。

○中津原副委員長

- ・ 河川の管理等、広域性のある問題は県の所管である。

○内田委員

- ・ さいたま赤十字病院と県立小児医療センターをさいたま新都心へ移転させる事業については、さいたま市よりは埼玉県の意向が大きかったという記事があった。

○福島委員長

- ・ 権限でいえば、8割は県から政令市に移っている。問題は意識にある。事務局の話としては上下関係ではなく役割分担の関係と認識しているが、市民は上下関係があると感じているようであれば明記した方がよい。

○中津原副委員長

- ・ 思っている。

○高橋委員

- ・ だからこそ、「埼玉県」と明記せずに、多くの自治体の一つに過ぎないとして、「その他の地方公共団体」とすることにより対等関係を表すべき。

○湯浅委員

- ・ 高橋委員の意見はわかるが、県内唯一の政令指定都市としてのさいたま市のアイデンティティの確認として、埼玉県との関係を明確にする必要もあるという議論があった。広域性のある事業の役割や権限の8割が政令指定都市にあるという議論から、特に言及せずにおくことも一手であるが、根本的な問題点を踏まえるためには埼玉県について触れた方がよい。

○内田委員

- ・ 明治国家からの中央集権体制から地方分権一括法により体制が変わり、地方に権限が移譲されている。そのことを踏まえると、あえて「埼玉県」を入れた方がよい。

○中津原副委員長

- ・ ここは国と県だけを書けばよいのか。他の市町村との関係性については書かなくてもよいのか。

○遠藤副委員長

- ・ さいたま市の自立に関する議論があったが、さいたま市は埼玉県と国だけを見ていればよいとは考えないので、第3条第3項が「国及び埼玉県」だけでよいとは思わない。包括的に考えれば、第3条第3項に「他の地方公共団体」を入れた方がよい。

○内田委員

- ・ 「国、埼玉県及び他の地方公共団体」とすればよい。

○中津原副委員長

- ・ 第31条第3項は「国」は入っていないが、そのようになっている。「国、埼玉県その他の地方公共団体」とすればよいのか。広域自治を考えれば埼玉県だけではない。

○小野田委員

- ・ 一般の市民は埼玉県とさいたま市には縦の関係があると考えている。市民の意識改革をするためにも「埼玉県」を明記した方がよい。他の地方公共団体との関係は上下関係を感じていないと思う。国や県にはあえて対等を明記した方がよい。

○福島委員長

- ・ 第3条第3項は団体自治を書いているが、本来の団体自治は国と地方公共団体の関係である。国とは独立した法人がその地域を治めているのが団体自治なので、国との関係だけを書けばよいが、これまでの県との関係もあるので県をここで明記している。ここで他の地方公共団体とするとおかしくなる。「地方公共団体」という括りの中では埼玉県も本来は同じだが、これまでの関係もあるので残している。

○高橋委員

- ・ 今の説明では、これまでの経緯を引きずることになる。過去にとらわれている。

○堀越委員

- ・ 「国と対等な」と書けばよいのか。

○高橋委員

- ・ そうではない。埼玉県との関係があるのであれば、あくまでも対等であることを明記するために、「他の地方公共団体」とし、その中の一つとして埼玉県を捉えればよい。

○中津原副委員長

- ・ 「その他の地方公共団体」とすると埼玉県が含まれるとは思わないのではないのか。

○遠藤副委員長

- ・ 第31条の見出しには「埼玉県等」と書かれている。

○高橋委員

- ・ 第31条第3項の「埼玉県」も削ってもよいのではないか。

○福島委員長

- ・ 第3条第3項と第31条と一緒に議論することになっていたが、ニュアンスが違う。

○中津原副委員長

- ・ 違わなければ、片方を削ればよい。違って当然である。

○渡邊委員

- ・ 政令指定都市として、埼玉県の中でのリーダーとしての責任があることを明記することの議論があった。

○小野田委員

- ・ 過去にこだわらないことは大切だが、過去との認識が異なることを表すために、あえて書くことも必要である。

○中津原副委員長

- ・ 第3条では国と県との関係、第31条では他の地方公共団体も含めたものを書けばよい。渡邊委員の意見は第31条のことである。原案でよいのではないか。

○福島委員長

- ・ 第3条第3項は「埼玉県」を残し、第31条は「埼玉県」を削除する。考え方が変わったところで改正を検討する。自治基本条例を育てていくが、市民自治や団体自治も現状では十分ではないようだ。

○事務局

- ・ 第31条第2項と第3項にも「埼玉県」は入っている。第31条第1項の「埼玉県」を削除するというのでよいか。「その他の地方公共団体」を追記するのであれば、限りなく第31条第3項に似ていく。

○中津原副委員長

- ・ 今のままでは第31条第1項は第3条第3項と重複となる。

○事務局

- ・ 第31条第1項の「埼玉県」を削るのであれば、第2項と第3項はどうするか。

○中津原副委員長

- ・ 第2項は必要である。

○福島委員長

- ・ あった方がわかりやすい。第3項はどうか。

○小野田委員

- ・ 第31条第3項は市と県の役割分担を強調しているのか。

○中津原副委員長

- ・ そうではなく、一緒に進めることである。

○小野田委員

- ・ もちろんそうだが、実際県との関係はウェイトが大きいのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 近隣の越谷市や川越市との連携の方が大きいと思う。

- ・ 以前はリーダーシップを発揮するニュアンスを書いていたが、【考え方・解説】に落としている。

○堀越委員

- ・ 現状として、すべてにおいてさいたま市が進んでいるわけではない。各分野で進んでいる自治体もあり、そこから学ぶものも多くある。

○福島委員長

- ・ 第2項は残すが、第3項はどうするか。

○小野田委員

- ・ 「埼玉県など」なので、残しても良い。

○事務局

- ・ もともと第3項に「埼玉県など」は入っていなかった。以前の議論で「埼玉県」を明記した方が良いということがあったので、このようになった経緯がある。

○福島委員長

- ・ このままでよいか。

○事務局

- ・ 確認したいが、第31条第1項は「埼玉県」を削るのか。

○中津原副委員長

- ・ 第3条第3項と重複にならないか。

○堀越委員

- ・ 第3条は「自立かつ自律的な市政運営」に目的があり、第31条では「ともに進めるまちづくり」に目的があるので、意味が異なる。

○福島委員長

- ・ 第3条第3項はあくまで団体自治のことを書いている。

○堀越委員

- ・ 第3条第3項の「協力関係を築く」については不要ではないか。

○中田委員

- ・ 不要である。「他の地方公共団体」という書き方をすると不要ではないか。

○堀越委員

- ・ 第3条第3項は「協力関係を築く」を削除した方がすっきりする。

○中津原副委員長

- ・ 「協力関係を築く」ことは第31条だけに書くことになる。その方がすっきりする。
- ・ 第3条第3項の「協力関係を築くとともに」は削除する方向でよいか。

○福島委員長

- ・ ここを削除するという意見が多い。

○富沢委員

- ・ 議論の中で「自立と自律」を書いていたが、議論の過程で協力関係を追加したようにも覚えている。団体自治のことを書くのであれば「協力関係」を削った方がわかりやすい。

○中津原副委員長

- ・ 記載しておくのと第31条と第3条が同じに見えてしまう。

○福島委員長

- ・ 第3条第3項は「～対等な立場に立って、自立的かつ自律的な市政運営～」とする。

○中田委員

- ・ 国と埼玉県に対して対等であることを強く議論していた。「他の地方公共団体との対等な立場」とし、「協力関係」を削除するのか。

○福島委員長

- ・ 第3条は「埼玉県」を活かす。

○中田委員

- ・ 第31条は「他の地方公共団体と対等で」とするのか。「協力関係」を削るのか。

○富沢委員

- ・ 第3条では自立・自律に力点があり、第31条では協力関係に力点がある。

○福島委員長

- ・ 第31条の第1項は再修正意見のままである。
- ・ 第3条第3項を「市は、国及び埼玉県と対等な立場に立って～」とする。

○中田委員

- ・ 「対等」という言葉がなくてもよいか。国や埼玉県との対等を意識して使っていた。

○中津原副委員長

- ・ 第31条第1項は国と埼玉県との協力関係について書いているのではないか。たたき台の方がよいように思う。

○福島委員長

- ・ 第3条は「協力関係を築くとともに」を削る。
- ・ 第31条第1項は「市は、国及び他の地方公共団体と対等で協力的な関係を築き～」とする。

○中津原副委員長

- ・ それでは第31条第3項と重複する。

○事務局

- ・ 話を整理したい。第3条第3項は「市は、国及び埼玉県と対等な立場に立って、自立的かつ自律的な～」とし、「埼玉県」を明記した上で、「協力関係」を削る。
- ・ 第31条第1項では「埼玉県」を「他の地方公共団体」とすると、第1項と第3項が重複する。
- ・ もともとの議論では、第31条の第1項と第2項はこれまでの縦のライン、第3項は横のラインとして、そのように書かれている。【考え方・解説】ではそのような記述になっている。

○中津原副委員長

- ・ その意味では第1項は「国及び埼玉県」のままにしておいた方がよいか。

○福島委員長

- ・ 第1項は縦の関係についてである。これまで縦の関係にあった国や埼玉県と横のつながりになったことを明記し、横断的に協力していくことを明記している。

○中田委員

- ・ その点が強調される。

○福島委員長

- ・ 第31条第1項だけを見ると「他の地方公共団体」とした方がよいように感じたが、第31条全体を見ると、それぞれの項が別の趣旨であるので「埼玉県」を残した方がよいか。

○中津原副委員長

- ・ 別の案としては、第3項を削除することも考えられる。

○堀越委員

- ・ 第1項は「市のまちづくり」についての記載で、第3項は「共に発展していくこと」についての記載なので趣旨が異なる。第31条は原案のままでよい。第3項の「埼玉県」はどうするか。

○事務局

- ・ もともと「埼玉県など」はなかったが、以前、明記した方がよいという議論があって追記した。

○堀越委員

- ・ 不要でないか。

○中津原副委員長

- ・ 例示である。「他の地方公共団体」に含まれると理解してくれるのであれば不要である。

○遠藤副委員長

- ・ 【考え方・解説】では書かれているので削っても良い。

○福島委員長

- ・ 高橋委員の意見では、「埼玉県など」を削った方がよいということであった。

○中田委員

- ・ 第3項の「埼玉県など」はとつても良い。

○福島委員長

- ・ では第3項で「埼玉県など」をとる。
- ・ 第3条の第3項は「協力関係を築くとともに」を削除する。
- ・ 第31条第1項と第2項は原案のままとし、第3項は「埼玉県など」を削除する。

○中津原副委員長

- ・ 第31条の主語は「市は」でよいが、第3条第3項の主語を「市民及び市は」とする可能性はないか。

○堀越委員

- ・ 第31条第3項の主語と第32条の主語について、「市民及び市は」というものが提案されていた。

○中津原副委員長

- ・ 第32条は「市民及び市は」とした方がよい。第31条と第3条第3項はどうするか。「市民及び市は」としやすいのは第3条か。

○福島委員長

- ・ 第3条第3項は団体自治なので「市は」がよい。団体自治は国から独立した法人格を持つ「市」が行う。

○中津原副委員長

- ・ 第31条第2項は「市」だが、第3項は「市民及び市」としてもよいのではないか。

○堀越委員

- ・ 第3項の地方公共団体には住民は含まれるか。

○中津原副委員長

- ・ 構成員ではあるが、機関としては含まれない。

○福島委員長

- ・ 検証した際には含めて考えなかった。

○堀越委員

- ・ 自治基本条例で定義する「市」の中には含まれないが、自治基本条例で使っている「地方公共団体」の中にはその自治体の市民が含まれるのではないか。その場合、「市民及び市は」としなければ整合性が取れないのではないか。他の自治体の団体と活動を行うことがある。

○中津原副委員長

- ・ 行政抜きで他市の市民と始めた取り組みに行政を巻き込んだ例もある。

○事務局

- ・ その場合、例えば、市民が上尾市の住民との連携を進めることはわかるが、市民が上尾市との連携を進めることはわかりづらいのではないか。

○堀越委員

- ・ さいたまNPOセンターの場合は、さいたま市に事務所を構えているが、埼玉県内で活動しているので、他の自治体の市民がイベントを行う際に、その自治体の市役所に連絡を取り後援をとることがある。その意味では市民と地方公共団体の協力と考えられるか。

○中津原副委員長

- ・ 地方公共団体に市民が含まれれば問題はない。構成員として含まれるのであればそうとも読めるか。

○福島委員長

- ・ 「市民が他の地方公共団体と積極的に連携し、ともに発展するように努めなければならない」ということが問題である。連携することはあるが、積極的に連携となるとわかりづらい。「市民」は入れるべきか。

○内田委員

- ・ 「市民」を入れるかの議論か。さいたま市以外から見た「市」は市民も含まれるのであれば、ここは「市」だけでよいのではないか。「地方公共団体」はさいたま市以外のことを言っている。対外的に見た「市」には市民も含まれるのではないか。「他の地方公共団体」との連携はさいたま市の外との関係なので、「市」で良いように思う。

○中津原副委員長

- ・ 「市は」は機関としているのでその考え方は異なる。
- ・ 機関ではなく市民も含めるのであれば「さいたま市」とするのはどうか、という提案はした。

○中田委員

- ・ 市民と地方公共団体の関係がイメージしづらい。

○堀越委員

- ・ 地方公共団体の中に住民が含まれれば問題ない。

○中田委員

- ・ 一般的には団体同士のイメージである。市民が含まれるか含まれないかの問題ではない。

○小野田委員

- ・ 第31条は国と埼玉県との関係を言っている。第1項と第2項があればよいので、第3項はない方がすっきりするのではないか。

○中田委員

- ・ 第3項はあった方がよい。第5節は「国、他の地方公共団体等との関係」である。その意味では第3項は必要である。

○福島委員長

- ・ このままにしておくことも一手だが、第32条のように「市は、市民とともに」とすることも一手である。あくまでも機関同士の連携のことになるが、市民もそこに加わることもある。

○中津原副委員長

- ・ 妙案である。

○中田委員

- ・ よいと思う。

○中津原副委員長

- ・ 「市は、市民とともに」とする。

○福島委員長

- ・ 本日はここまででよいか。

○中津原副委員長

- ・ 第32条も検討したい。主語を「市は、市民とともに」ではなく「市民及び市は」とするのはどうか。

○遠藤副委員長

- ・ 「市と市民」の方がよい。後段で「ともに」が続く。

○中津原副委員長

- ・ 諸外国との関係については、企業も含め、市民の役割は大きい。その意味では「市は、市民とともに」ではなく「市民及び市は」とした方がよい。

○福島委員長

- ・ 後段は市民もできそうだが、前段は可能か。

○中津原副委員長

- ・ ロータリークラブなどは行っている。
- ・ 国際交流に関しては市民の役割は大きいので、主語では「市」と並べて言う方がよい。交流やホームステイなどを行っている。

○小野田委員

- ・ 市民が中心となっていく場合は市から費用補助があるのか。

○中津原副委員長

- ・ 合併前の話だが、ホームステイではなかった。視察もないのではないか。

○事務局

- ・ 確認しているわけではないが、市の事業として交流事業を行う場合は市で費用を負担するものと思う。

○渡邊委員

- ・ 「市民とともに」でよい。【考え方・解説】で理解してもらえるように書いている。

○中津原副委員長

- ・ ほとんど主語が「市は」になっているので、他の主語を使える場合は使いたい。「市民」が主語として入ってくる条文は少ない。

○福島委員長

- ・ 国際交流や国際協力の努力義務規定を市民に求めるか。

○堀越委員

- ・ 第3章は「市民と市がともに進めるまちづくり」というテーマであるが、主語はほとんど「市は」になっているのはいかがか。

○事務局

- ・ 多くの市民が国際交流や協力を努力義務を課されることに納得するかがポイントではないか。それと、そのように修正した場合、「共に発展していくことに努める」が何を指すかについて考え、修正する必要が出てくると考える。

○中津原副委員長

- ・ 「市民」には企業も含まれる。

○福島委員長

- ・ このままでよいか。原案のままとしたい。
- ・ 本日の議題は以上である。その他連絡事項を事務局からお願いしたい。

3 その他

○事務局

- ・ 次回の検討委員会は、来週は実施せず、11月に行う。日程調整でき次第連絡する。

4 閉会